

議第558号

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例の制定について

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長    門   川   大   作

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する条例

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例を廃止する必要があるので提案する。